□ 9：30～11：20　一般研究報告[1]理論・経験　　　司会：市野川容孝

◎見附　陽介（みつけ　ようすけ）　北海道大学大学院文学研究科

■報告題目

排除と身体制度――障害の社会モデルの一視角として

■報告キーワード

■報告要旨

1. 報告のテーマと背景

　障害の社会モデルは、今日の障害研究において基本的なパラダイムを形づくっている。障害（disability）は個人の属性ではなく社会的に構築されるものであり、障害の解消のためには社会的環境の改善が最も重要である、というのがこのモデルの基本的な思想である。報告者は身体と社会の関係について哲学的観点から研究を行っており、とりわけ「身体制度」という問題に即して、「身体の同一化」と支配・抑圧の問題、および排除される「非同一的な」身体の問題を研究している。この研究は、上記の社会モデルと思想を共有しているだけでなく、その成果には障害の社会モデルのさらなる展開に資するところがある。

　今日の社会は「機能連関」として作り上げられている。社会に参加することは、すなわち社会の中でなんらかの機能を担うということを意味しており、そのとき社会に参加する一人ひとりの人間は、その特定の機能を担うべく機能的枠組みのなかに自身の身体を「同一化」することを要請されている。身体制度とは、このような社会における身体の機能的同一化の具体的な枠組みを示す概念である。身体の機能的同一化を要請するこの身体制度というものは、機能的枠組みに身体を同一化し得た人間にとっては透明な空気のようなものでしかなく、むしろ同一化し得ずに結果として社会から排除されてしまった身体の問題においてはじめて障壁としてその具体的な姿を示すものである。本報告はそのような「非同一的な」身体の排除、とりわけ「障害」の身体（disabled body）の排除の場面を分析することで、この身体制度の解明を目指し、その成果を障害の社会モデルへと還元することを試みる。

2. 身体制度の分析

　身体制度とは、簡単に言えば社会的な構築環境の中に埋め込まれた身体の運用の仕組みである。本報告はこの身体制度の分析に向けて「障害」の身体の排除の具体的な事例を得るために、主に『障害者の人権白書』（障害者の人権白書づくり実行委員会編、1998年）に依拠しつつ、一部で各自治体がホームページ上などに掲載している「障害者」の差別事例集なども参照する。分析の特徴は、しばしばなされているように排除・差別の場面別の分類ではなく、原理的‐機能的側面から身体制度の埋め込まれた環境の分類に即して分析を行う点にある。そのような分類として本報告では三つの類型の可能性を考察する。

類型①：情報的身体制度

　主にメッセージの伝達を目的とした記号的構築環境に埋め込まれた身体制度のことを情報的身体制度と呼びたい。例えば音声によってメッセージの伝達を行うよう構築された社会的環境には、耳で音声を聞き取るという身体の運用が制度的に前提されており、耳の聞こえない身体的特徴をもつ人間は情報の伝達とそれに基づく社会的行為の領域から排除される。

類型②：物質的身体制度

　様々な素材、道具、装置などにより作り上げられる物質的構築環境に埋め込まれた身体制度を物質的身体制度と呼びたい。物質それ自体は所与のものであり「自然法則」に従うが、その物質のデザインは社会的に形作られるものであり、そこには社会的構築物としての制度の埋め込まれる余地が十分にある。物質的環境から制度的に要請される身体の運用に自身の身体を一致させることのできなかった人間は、その物質的環境の利用とそれに基づく社会的行為の領域から排除される。

類型③：社会的身体制度

　人間の行為自体もまた一つの環境を構築する。人間の相互行為によって作り上げられた構築環境に埋め込まれた身体制度のことを社会的身体制度（あるいは相互行為的身体制度）と呼びたい。例えば、混雑時の歩行には一人ひとりに対して慣習的に一定の速度での歩行が要請されており、その一定の速度での身体の運用に自身の身体を一致させることのできない人間はその空間における移動とそれに基づく社会的行為の領域から排除される。

　本報告ではこれらの類型を事例に基づきながら具体的に検討し、「障害」が排除を通じていかに構築されるかを機能的観点から検討することにしたい。

3. 身体制度概念を用いるメリット

　身体制度を分析することにはどのような意義があるのだろうか。もっとも大きなメリットは、社会の制度や環境が障害を作り出すという思想に対して、機能的分析を通じた排除の原理を具体的に提示することができるようになることである。そしてこのことからさらに派生的にいくつかのメリットが生まれるが、本報告ではとくに資本主義と「障害」の関係について具体的な分析ができるようになる点について論じる。マイケル・オリバーは、資本主義の労働形態が「障害」を作り出すのに重要な役割を果たしたと主張するが、この資本主義と「障害」の関係を考えるときに身体制度という概念を用いることでどのような分析が可能になるかを最後に確認する。

◎橋本　眞奈美（はしもと　 まなみ）　　九州看護福祉大学社会福祉学科

■報告題目

「社会モデル」の介助とエンパワメントの実現

■報告キーワード

応答、影響力、関係性

■報告要旨

１、目的

この研究報告は「社会モデル」に拠る介助関係の構造及びそこで求められる専門性を明らかにすることである。さらに「社会モデル」に拠る介助に求められる、障害者のエンパワメント実現へ向けた関係性について考察するものである。

２、背景

　地域で生活する重度障害者と介助者の関係について論じている先行研究は多い。しかし「社会モデル」に拠る介助関係の構造について明確に論じたものではないと考える。

近々の介護現場では「どのようなサービスを、どのように利用して、どのような生活をしていくかは利用者の意思によって決められなければなりません（蛯江,2011a,17）。」といった言説にみられるように、利用者の主体性確保が求められている。しかし同時に、出来ることを増やしてく援助を奨励している（蛯江,2011b,9）。健常な状態に価値を置く福祉観に立脚した上で主体性の確保を求める介護が主流であるからこそ、「社会モデル」に拠る介助関係の構造を明らかにすることが必要であると考える。

３、「社会モデル」の介助

　「医学モデル」を内面に取り込んでいた人が「社会モデル」を理解し、「社会モデル」の障害観に変わっていくということは、障害者に対する見方が変わるということである。それは障害者に様々な困難をもたらすディスアビリティについて理解した上で、障害者を差別する価値観を無意識のうちに自分も取り込んでいることに気づくことで障害者差別をしないと意識することである。さらにディスアビリティの問題は健常者と呼ばれている者にも関わっている問題なのだと気づくことである。

「社会モデル」に拠る障害観をもつ人がヘルパーとして障害者と関わるときの介助は、障害者のために障害者ができない事を行う介護ではなく、障害者とともに障害者が抱え込まされている生きづらさに対応するという、ディスアビリティの軽減に向けた介助である。そしてヘルパーに求められるのは、障害者の意思を理解すること、障害者の意思を引き出すことである。さらに利用者主体の確保と非管理とでも呼ぶ専門性である。そこでは介助行為とともに、障害者がヘルパーに対して投げかけてくる様々なサインを受けとめ、障害者の意思に沿って応答することが求められることになる。

４、エンパワメントを支援する関係性

ヘルパーが「社会モデル」の介助を行う為に必要になる姿勢とは何か。それは介助者という役割を果たしつつも、同じ人として双方向から自由に応答する中で相手に対する「責任（デリダ,1999=2004,59）」１）を行使することであると考える。それは障害者差別に繋がる価値観から離れ、一人の主体として一人のインペアメントのある人に向き合う姿勢である。同時に、障害者も自分の生き方への理解を求め主張していく中で、ヘルパーに対する影響力を高めていく姿勢が求められることになる。この双方向の応答の中に時として、香山よしのが指摘する「時にはぶつかり合い、踏み込まれて初めて他者の存在に気づき自分を知る（香山2004,54）」ことも起こるのである。つまり障害者がエンパワーしていく上で、彼らの影響力を受け取り応える介助者は重要なのである。

「社会モデル」に拠る介助における障害者とヘルパーは、双方から影響し合い、互いを権利主体として扱うことを通して、障害者のエンパワメントを支援する応答が可能な関係性に至ることもあるのである。

５、エンパワメントを実現する制度へ

　障害者を配慮が必要な弱者であると位置づける価値観はヘルパー個人の問題ではないのだから、その価値観の変更をヘルパー個人の資質にのみ求めても容易には実現しない。ヘルパーの労働を規定する介護保障の制度を「社会モデル」に拠る障害観に基づく制度に変更することで「社会モデル」に対する理解を広めることが可能になる。また時間に余裕のある介助サービスであるならば、障害者とヘルパーが応答し合う時間が増えることになるのだから、デリダが言うところの「責任」の行使に至る関係性に近づくと考える。障害者のエンパワメントを実現していく上で、介助制度を変えていくことは必要なのである。

〔注〕

１）デリダは「責任」の行使について「公式かつ公的に定められた教義や、それに基づいた制度的な共同体から外れること（デリダ,1999=2004,58）」と記している。

｛文献｝

Derrida Jacques,1999,Donner La Mort,（=2004,廣瀬浩司，林好雄訳，『死を与える』，ちくま書房）.

蛯江紀雄,2011a,「サービス提供の基本視点」,訪問介護員養成研修2級課程テキスト編集委員会編,『ホームヘルパー2級課程テキスト１』,財団法人介護労働安定センター.

2011b,「福祉理念とケアサービスの意義」,訪問介護員養成研修2級課程テキスト編集委員会編,『ホームヘルパー2級課程テキスト１』,財団法人介護労働安定センター.

香山よしの,2004,「知的障害者へのガイドヘルパーによる支援－地域であたりまえに『人』として生きる」,福祉労働編集委員会,『季刊福祉労働』103,現代書館,49-55.

◎高森　明（こうもり　あきら）　　無所属

■報告題目

職場は〈スケープゴート〉を必要とする

■報告キーワード

グレーゾーンの人々、スケープゴート

■報告要旨

社会は学校、職場、家庭の設計及びその集団内の関係のあり方によって、絶えず〈障害者〉を生産し続ける。そして、生産の過程で、〈障害者〉なのか否かあいまいな状況に置かれた者たちをも多数生産する。

　このうち、あいまいな状況に置かれた者たちを筆者は〈グレーゾーンの人々〉と呼んでいる。現在では医学的には何らかの機能不全があると見なされているが、社会的には〈障害者〉と承認／ラベリングされることの少ない人々のことである。〈グレーゾーンの人々〉は今でも、義務教育段階では普通学級に在籍し、通常枠の一般雇用で就労する者が少なくない。女性であれば結婚している者も少なからず存在している。少なくとも、自分から〈障害者〉だと名乗らない限りは、〈心身の機能不全〉を理由に制度的、文化的に社会参加を禁止、制限されている人々ではないことは確かである。

　しかし、問題なのは社会参加の質である。社会参加状況に目を転じてみると、〈グレーゾーンの人々〉の中には、貧困、暴力、孤立と隣り合わせの社会生活を送っている者が少なからず存在する。報告者は２００８年度以降、家庭、学校、職場の何が〈グレーゾーンの人々〉を過酷な社会参加状況に陥らせているのかを明らかにしようと試みてきた。昨年度からは、家庭、学校、職場という集団のどのような関係のあり方が〈グレーゾーンの人々〉を生き辛くしているのかに注目をして、考察を続けていた。本報告では、職場におけるどのような関係のあり方が〈グレーゾーンの人々〉を過酷な状況に陥らせているのかを明らかにしたいと思う。

　具体的には、反貧困運動の中で重要な役割を果たすことになった湯浅　誠、川添　誠らが挙げた１人の職場で不利益が集中しやすかった〈若者〉の事例を手がかりに考察を進めた。湯浅、川添らが挙げた若者は、仕事の段取りが悪い、コミュ二ケーションが不器用であるといった理由で職場では奇異な目で見られ、お荷物扱いされ、同僚からいじめを受けることの多い立場に置かれて続けていた(現在ならば安直に発達障害と診断されるだろう)。さらに、他の人々に比べて解雇及び離転職の経験が多く、生活困窮に陥ることになった。

一見すると、排除を経験しているようにも見える。しかし、報告者は若者が所属する職場の上司、同僚はむしろ〈若者〉を過酷な状況に置いたまま、職場に必要としているという観点からこの事例を読み解いていった。

職場の業務、人間関係が過酷で耐えがたい環境となった時、職場集団のメンバーは耐えがたい環境が生み出される〈元凶〉となった人物を作り出すことに躍起になり、責任を転嫁するようになる。責任を転嫁され断罪される役割を与えられた者こそが、本報告で言う〈スケープゴート〉である。〈スケープゴート〉には部下から反感を抱かれやすい上司が選ばれることもあるが、集団の中で特に不遇な立場に置かれたメンバーが選ばれることも少なくない。不遇なメンバーとは、他のメンバーたちから業務習得及び遂行に困難がある、コミュ二ケーションに不器用で奇異な印象があるとされ、集団内で孤立しやすいメンバーのことである。

　集団内で特定のメンバーだけが〈スケープゴート〉に選ばれ、その地位が固定化されることは、他のメンバーたちにとっても大きなメリットがある。〈スケープゴート〉に選ばれたメンバーの地位が固定化されれば、他のメンバーたちは〈スケープゴート〉を憂さ晴らしの対象とすることが正当化される。さらに不遇なメンバーを〈スケープゴート〉の地位に固定化すれば、自らが〈スケープゴート〉に選ばれる可能性を低くすることもできる。

上司の立場から見れば、〈スケープゴート〉の役割を与えられたメンバーは、極めて解雇する理由のつけやすい労働者であり、人員整理が必要となった時に、恣意的に解雇することが容易である。耐えがたい環境に置かれた職場集団において、〈スケープゴート〉の役割を与えられた不遇なメンバーはなくてはならない存在なのである。

　〈スケープゴート〉の役割を与えられたメンバーは使い捨て労働者となり、他のメンバーたちより失業を経験するリスクは高くなる。しかし、湯浅が指摘するように絶えず労働市場に押し戻され、新しい職場でも再び〈スケープゴート〉の役割を与えられる可能性は高い。〈スケープゴート〉は安上がりな労働力として労働市場の中で絶えずリサイクル(再利用)されていく。

　過酷な労働環境が生じた時に安易に〈スケープゴート〉を作り出すことによって職場集団の不満を鎮めるような職場集団のあり方こそが問題とされなければならないだろう。

◎吉村　　さやか　（よしむら　さやか）　聖心女子大学大学院文学研究科社会文化学専攻博士後期課程3年

■報告題目

「髪」の喪失という「障害」　―脱毛症当事者女性の問題経験の語りから―

■報告キーワード

女性の「髪」の喪失　ウィッグ　ジェンダー

■報告要旨

１．目的

本研究の目的は、これまでタブー視されてきた女性の「髪」の喪失という問題に注目し、「髪」を喪失した女性の「問題経験の語り」[草柳：2004]を可視化することを通して、当該女性の置かれた抑圧の構造をジェンダーの視点から明らかにすることにある。その作業を通して、ディスアビリティ/インペアメントの二分法的図式に陥ることなく、両者の相互作用についても考察の対象としうる新たなアプローチの可能性を提示したい。

本研究で注目する「髪」の喪失という問題は、これまで脱毛症という病理の一つとして主に医学・心理学領域における問題とされてきた。脱毛症は軽度の疾患として認知されているが、重症の場合には全身の毛が抜け落ち、完治する治療法は確立されていない。また、近年では対処法としてのウィッグの着用が定着化していることから、その問題性に取り立てて光があてられることはなかった。しかし、脱毛症当事者女性へのインタビューを報告している石井[2001]によれば、「女性のハゲを語ることはまだタブー」[石井2001：108]であり、「髪」を喪失した女性たちは「カツラを身にまとい、息を殺して生きている」[ibid.,120]という現状が指摘されている。なぜ、女性の「髪」の喪失という問題はこれまで語られることがなかったのか。この問いを明らかにするためには、女性の「髪」の喪失という問題をインペアメントとしてのみならず、ディスアビリティの視点から捉え、考察する必要があると考える。

しかしながら、既に指摘されているように、「社会モデル」におけるディスアビリティは、基本的に現実の社会制度や固定化した社会意識との関連において、マクロな構造の中で生成される現象として捉えられ、個人的経験としてのインペアメントとの連続性は認識的に切断されている[星加2007：70]。そのことが、ディスアビリティ/インペアメントという二分法的図式な図式を生み出し、インペアメントが「本質化」される危険性を孕んでいるという指摘もある[杉野：2002]。これらをふまえて、本研究では、ディスアビリティとインペアメントの相互作用についても考察の課題とする。

２．方法

分析の対象とするのは、2012年9月から2013年6月までの間に行った脱毛症当事者女性6名へのインタビューである。対象者はいずれも「円形脱毛症を考える会（ひどりがもの会）」の会員で、現在もウィッグを着用して生活している。同会会報誌に研究の目的を明示した上でインタビュー協力者を募り、返信のあった会員を対象とした。聞き取りに要した時間は1時間から3時間で、本人の許可を得てICレコーダーに録音し、のちほど文字に起こした。対象者の年齢は20代から30代であった。

３．結果

第一に、「髪」のもつ女性性の社会文化的表象としての役割がインペアメントに対する当該女性の意味付与に強く影響し、ディスアビリティ現象に反映することによって問題経験が生み出されていること、第二に、ディスアビリティが社会、ならび親密圏の人々によって推奨されることは、ジェンダー化された女性性規範それ自体の在り様を問い直すことなく受容することを当該女性に働きかけているという抑圧の構造を指摘した。

４．結論

女性の「髪」の喪失という「障害」は、女性性の社会文化的表象としての「髪」の喪失（インペアメント）とその対処としてのウィッグの着用による喪失の不可視化（ディスアビリティ）の相互作用において生み出されていた。

<参考文献>

Goffman, Erving, 1963, Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice-Hall.石黒毅（訳）『スティグマの社会学――烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房1970.

星加良司, 2007,『障害とは何か――ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院

石井政之, 2001,『迷いの体―ボディイメージの揺らぎと生きる』三輪書店

石川准・長瀬修編, 1999,『障害学への招待　社会、文化、ディスアビリティ』赤石書店

草柳千早, 2004,『「曖昧な生きづらさ」と社会―クレイム申し立ての社会学』世界思想社

荻野美穂, 2002,『ジェンダー化される身体』勁草書房

杉野昭博, 2002,「インペアメントを語る契機――イギリス障害学理論の展開」石川准・倉本智明編, 2002,『障害学の主張』赤石書店, 251－81.

須長史生, 2004,『ハゲを生きる-外見と男らしさの社会学』勁草書房

田垣正晋編, 2006,『障害・病いと「ふつう」のはざまで　経度障害者　どっちつかずのジレンマを語る』赤石書店

好井裕明, 2006,『「あたりまえ」を疑う社会学――質的調査のセンス』光文社